

## 第4章 地域特性

### 〈地域概況〉

大月市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、南は都留市、富士河口湖町、西は、笛吹市、甲州市、北は小菅村に囲まれている。

首都東京は東に約 75km、県都甲府市は西に約 35km の距離にあり、いずれも J R 中央本線や中央自動車道、国道 20 号などの幹線交通網で繋がっている。さらに、これらの交通網と交差する国道 139 号や都留市・富士河口湖町へ向かう富士急行線などの分岐点に位置し、古くから交通の要衝となっている。

また、富士山の北東約 30km に位置しており、富士山の景勝地としても知られている。

地勢については、北・東・西に頂点を持つおおむね三角形をしており、最も標高の高い場所は北部に位置する小金沢山で、その標高は 2,000m を越えている。

市の南部には、富士山麓の山中湖に発し笹子峠南谷より東に流れる桂川や、その支流の笹子川が流れ、これとほぼ直角に真木川、浅利川、葛野川などが流入し、それに繋がる大小さまざまな支流とともに複雑な起伏を形成している。

気候は、表日本型気候（中央高原型）に属しており、夏は暑く冬は寒く、寒暖の差が激しい気候である。空気は乾燥し、降水量は少なく、晴天が多く、昼夜の気温・湿度の変化も大きいなど、激しい気候といえる。（大月市ホームページより）

### 4-1 地域の自然的状況

#### 4-1-1 大気環境

##### (1) 気象

計画地周辺における気象の状況は、表 4-1-1～2 に、気象観測所位置は図 4-1-1 に示すとおりである。

大月観測所の平成 24 年の平均気温は 12.8℃であり、夏季（6 月～8 月）の気温は 19.1℃～25.6℃、冬季（11 月～2 月）の気温は 0.4℃～8.0℃であった。月毎の降水量（総量）は 40.5mm（12 月）～243.5mm（6 月）の範囲であった。月毎の平均風速は 1.4m/s～1.9m/s で、夏季にやや弱くなる傾向がみられた。

表 4-1-1 気象表 (平成 24 年)

月	大月観測所									上野原
	気温 (°C)			降水量 (mm)		1mm 以上 降水 日数	風速 (m/s)		日照 時間 (時間)	降水量 (mm)
	平均	最高値	最低値	総量	日最大 値		平均	最大		
1	0.4	10.7	-8.6	41.5	20.5	4	(1.6)	(7.0)	175.2	48.5
2	1.8	15.4	-9.8	86.0	24.0	7	(1.6)	(6.7)	141.5	112.0
3	5.7	20.5	-3.7	120.0	49.5	12	(1.7)	(6.4)	150.0	111.5
4	11.7	28.3	-2.3	76.5	21.0	11	1.9	8.8	167.2	95.5
5	16.4	28.0	4.6	127.0	48.0	11	1.6	6.1	193.1	214.0
6	19.1	32.7	10.9	243.5	116.0	14	1.5	7.6	102.2	254.0
7	24.1	37.4	15.6	1310	46.5	13	1.4	5.2	159.5	78.5
8	25.6	35.5	18.4	66.5	40.5	6	1.5	5.7	235.4	14.5
9	22.2	32.4	12.3	184.0	67.0	13	1.4	4.8	157.9	178.0
10	15.3	30.2	4.8	86.5	24.5	9	1.4	5.3	157.6	81.5
11	8.0	19.8	-1.7	82.0	27.0	7	1.6	6.9	157.0	87.5
12	3.1	16.5	-6.3	40.5	25.0	5	1.7	6.8	143.8	51.5

※ 表中のカッコが付いているデータは、2割以内の欠測のあるデータです  
 出典：気象庁 気象統計情報

表 4-1-2 年別気象表

平 成 年	大月観測所									上野原
	気温 (°C)			降水量 (mm)		1mm 以上 降水 日数	風速 (m/s)		日照時間 (時間)	降水量 (mm)
	平均	最高値	最低値	総量	日最大 値		平均	最大		
20	13.0	35.5	-7.3	1,524.0	83.0	104	0.9	6	1,757.9	1,460.0
21	13.3	35.7	-7.9	1,161.5	80.5	103	1.1	6.7	1,765.5	1,284.0
22	14.6	36.3	-7.7	1,406.5	94.0	118	1.2	7.4	1,818.0	1,437.5
23	13.1	36.4	-8.1	1,715.5	211.5	92	1.3	7.7	1,976.1	1,934.0
24	12.8	37.4	-9.8	1,285.0	116.0	112	1.6	8.8	1,940.4	1,327.0

出典：気象庁 気象統計情報

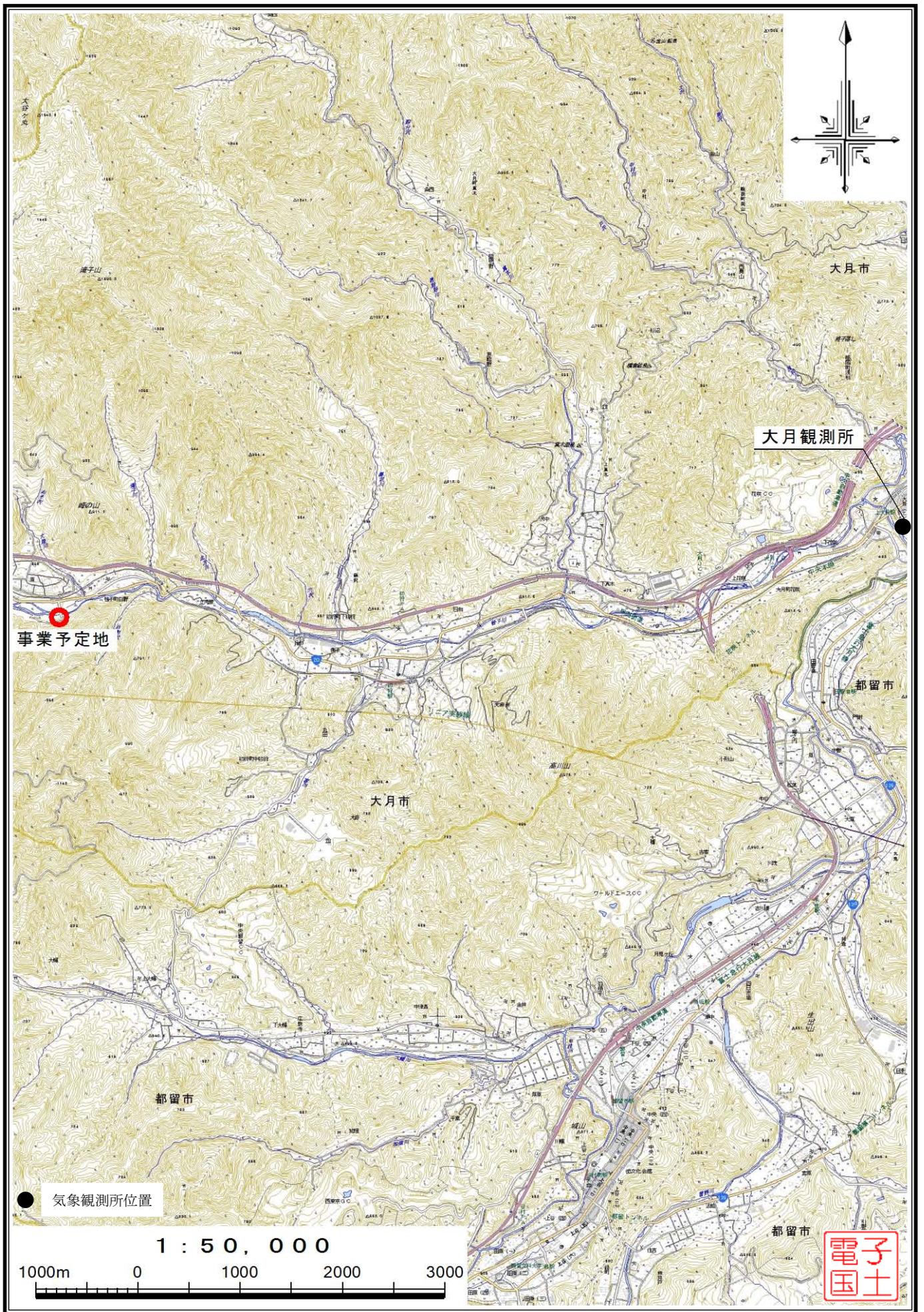


図 4-1-1 気象観測所 位置図

(2) 大気質

1) 測定局の設置状況

山梨県における大気環境常時測定局の設置状況は、表 4-1-3(1)～(2)に示すとおりである。

一般環境大気測定局により、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、オキシダント、微小粒子状物質の測定を実施している。また、自動車排出ガス測定局により、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素の測定を実施している。

表 4-1-3(1) 大気環境常時測定局の設置状況（平成 23 年 8 月 1 日現在）

<一般環境大気測定局>

測定局		用途地域	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	オキシダント	微小粒子状物質	気象	
局名	所在地							風向風速	気温
甲府富士見(衛公研)	甲府市富士見 1-7-31	住	昭和 50	昭和 49	平成 2	昭和 48	平成 22	昭和 48	
大月	大月市大月町花咲 1608-3	住	昭和 50	昭和 50	平成 2	昭和 50		昭和 50	
上野原	上野原市上野原 3822	住		昭和 62	平成 16	昭和 55		昭和 55	
都留	都留市田原 3-3-3	住		平成 5	平成 16	平成 5		平成 5	
吉田	富士吉田市上吉田 1-2-5	住	平成 20	平成 2	平成 15	平成 3		平成 2	
南部	南部町南部 9103-3	未		平成 14	平成 15	平成 14		平成 14	
南アルプス	南アルプス市鏡中條 1642-2	未		平成 5	平成 16	平成 5		平成 5	
韮崎	韮崎市本町 4-2-4	住		平成 7	平成 14	平成 7		平成 7	
笛吹	笛吹市石和町上平井 1047-1	未		平成 2	平成 14	平成 3		平成 2	
東山梨	甲州市塩山上塩後 1239-1	未		平成 7	平成 15	平成 7		平成 7	

注 1) 表中の数字は、測定の開始年度を示す。

注 2) 測定局は全て自動測定によるテレメータ局である。

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年版）

表 4-1-3(2) 大気環境常時測定局の設置状況（平成 23 年 8 月 1 日現在）

<自動車排出ガス測定局>

測定局		用途地域	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	気象
局名	所在地						風向風速
県庁自排	甲府市丸の内 1-6-1	商	昭和 46	平成 14	昭和 46		
国母自排	甲府市国母 6-5-1	商		平成 20	平成 20		平成 20

注 1) 表中の数字は、測定の開始年度を示す。

注 2) 測定局は全て自動測定によるテレメータ局である。

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年版）

## 2) 大気汚染に係わる環境基準

大気汚染に係わる環境基準は、表 4-1-4 に示すとおりである。

表 4-1-4 大気汚染に係わる環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、且つ 1 時間が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、且つ 1 時間値の 8 時間平均が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、且つ 1 時間値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又は、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱型、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又は、エチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管びり採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg 以下であること。	

- 注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 注 2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。  
 注 3) 二酸化窒素について、1 時間の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応のより生成される酸化性物質（中性ヨウ素カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
 注 4) ベンゼン等による大気汚染に係わる環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質に係わるものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係わる被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

## 3) 大気測定結果

計画地周辺の測定局である大月（北都留合同庁舎）及び都留（南都留合同庁舎）について整理した平成 23 年度の大気測定結果は、表 4-1-5 に示すとおりである。測定局の位置は、図 4-1-2 に示すとおりである。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については環境基準を上回っていた。また、山梨県内の光化学スモッグ注意報発令状況は、表 4-1-6 に示すとおりである。

表 4-1-5 大気測定結果

測定局	二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		二酸化窒素		光化学オキシダント		微小粒子状物質	
	年平均値 (ppm)	達成 状況	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	達成 状況	年平均値 (ppm)	達成 状況	年平均値 (ppm)	達成 状況	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	達成 状況
大月	0.001	○	0.016	○	0.016	○	0.039	×	15.1	×
都留	-	-	0.016	○	0.010	○	0.039	×	-	-

注1) 達成基準は、環境基準の長期的評価によるものであること。

注2) 光化学オキシダントの年平均値は、昼間の日最高1時間値の年平均値

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年版）

表 4-1-6 光化学スモッグ注意報発令日数

地域 \ 年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
上野原地域	12	4	4	7	12	14	3	2	11	2
大月地域	3	2	1	3	4	4	3	1		
都留地域			1					1		
東山梨県地域										
吉田地域										
笛吹地域				1						
甲州地域			1							
韮崎地域			1							
南アルプス地域			1				1			
峡南南部地域	2	1	1	3		3	2	1		
発令延日数	12	5	5	9	12	15	4	3	11	2
健康被害者数										

※注意報発令基準：オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。

※発令日数は同日に 2ヶ所以上で発令しても 1日として数える。

※発令地域名は平成 21 年 4 月 1 日現在

出典：「やまなしの環境 2012」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年版）

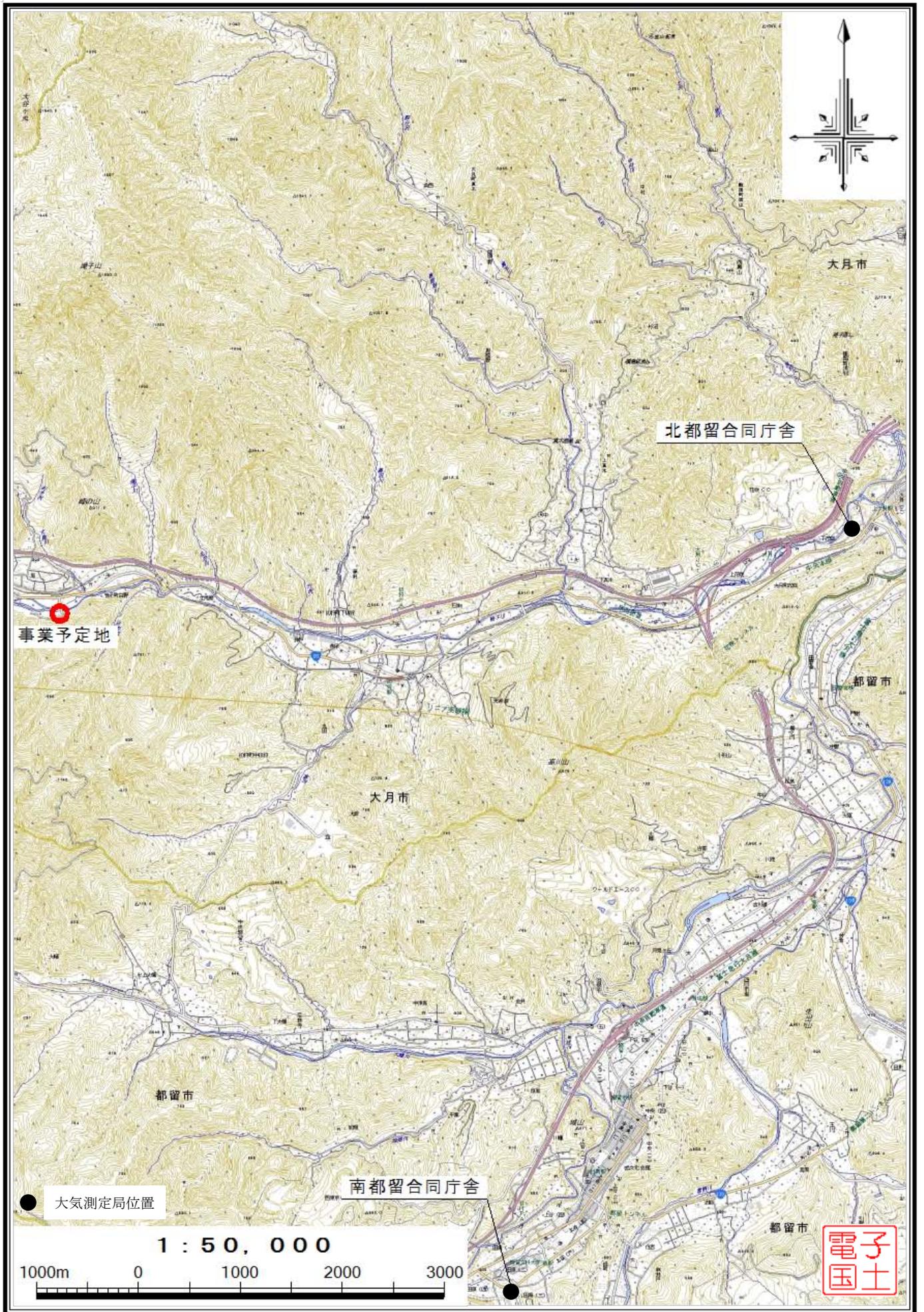


図 4-1-2 大気測定局 位置図

#### 4-1-2 悪臭

悪臭規制法による臭気指数規制基準は表 4-1-7 に示すとおりである。また山梨県の悪臭に対する公害苦情件数の状況は表 4-1-8 に示すとおりである。

「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月 1 日公布、昭和 47 年 5 月 31 日施行)は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事は住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域を指定し、地域内の全ての工場・事業場を対象に特定悪臭物質(現在 22 物質指定)の濃度又は臭気指数(人間の嗅覚を用いた測定方法)どちらかの規制基準を定める。

特定悪臭物質に係る規制及び臭気指数の規制基準は、敷地境界線上の規制基準(1号基準)、気体排出口の基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)の3つの規制基準がある。敷地境界線上の規制基準の範囲は臭気強度 2.5~3.5 の間で定められている。

山梨県では平成 17 年 2 月 1 日(山梨県告示 496 号)から臭気指数による規制を定めている。計画地周辺の大月市、都留市の一部が規制対象地域となっている。

また、山梨県の悪臭に対する公害苦情件数の状況は、平成 22 年度に 142 件へと増加し、翌年の平成 23 年度は 133 件で減少したものの、以前よりやや多くなっている。

表 4-1-7 悪臭防止法による臭気指数規制基準

区分	規制基準
A 区域	臭気指数 13
B 区域	臭気指数 15
C 区域	臭気指数 17

- 備考) 1. A 区域：主に居住地域など、これらに相当する地域に準ずる地域  
 2. B 区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域  
 3. C 区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

出典：「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(山梨県大気水質保全課 平成 24 年)  
 大月市告示第 6 号(平成 24 年 3 月 1 日)

表 4-1-8 山梨県の悪臭に対する苦情件数の状況

年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
苦情件数(件)	120	99	120	142	133

出典：「やまなしの環境」(山梨県大気水質保全課 平成 20 年~平成 24 年版)

### 4-1-3 騒音・振動

#### (1) 騒音

騒音に係る環境基準は表 4-1-9～11 に、規制基準は表 4-1-12～16 に示すとおりである。

また、山梨県の騒音に対する公害苦情件数の状況は、表 4-1-17 に示すとおりである。

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間区分毎に定められており、一般地域、道路に面する地域及び特例として幹線道路に近接する空間の環境基準がそれぞれ指定されている。本事業の計画地に指定はない。

「騒音規制法」により、規制指定地域における特定施設を有する工場及び事業場、特定建設作業及び自動車騒音等に対し、騒音の規制基準を設けている。本事業の計画地は、騒音の規制基準第 4 種区域に指定されている。

また、山梨県の騒音に対する公害苦情件数の状況は、平成 23 年度は 75 件と、ここ数年での平均的な件数となっている。

表 4-1-9 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び、準住居地域(同項第 2 号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第 2 号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

備考) AA は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域であるが、山梨県での該当地域はない

出典：「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(山梨県大気水質保全課 平成 24 年)

山梨県告示 368 号、大月市告示第 11 号(平成 24 年 4 月 1 日施行)

表 4-1-10 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 4-1-11 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から午前 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45 デシベル以下、夜間：40 デシベル以下）によることができる。	

備考) 「幹線交通を担う道路」は、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表す。

表 4-1-12 騒音規制法に基づく規制

1 特定施設（法第 2 条、令第 1 条別表第 1）

特 定 施 設		規 模 要 件 等
1 金 属 加 工 機 械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の計が 22.5KW 以上
	ロ 製 管 機 械	
	ハ バンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75KW 以上
	ニ 液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く
	ホ 機 械 プ レ ス	呼び加圧能力 294 キロニュートン(30 重量トン)以上
	ヘ せ ん 断 機	原動機の定格出力が 3.75KW 以上
	ト 鍛 <sup>タン</sup> 造 機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ ブ ラ ス ト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	ヌ タ ン ブ ラ ー	
ル 切 断 機	といしを用いるもの	

2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
4	織 機		原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械		気ほうコンクリートプラントを除き、 混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上
	イ	コンクリートプラント	
	ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5KW 以上
7	イ	ドラムバーカー	
	ロ	チ ッ パ ー	原動機の定格出力が 2.25KW 以上
	ハ	破 木 機	
	ニ	帯 の こ 盤	製材用：原動機の定格出力が 15KW 以上
	ホ	丸 の こ 盤	木材用：原動機の定格出力が 2.25KW 以上
	ヘ	か ん な 盤	原動機の定格出力が 2.25KW 以上
8	抄 紙 機		
9	印 刷 機 械		原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳 型 製 造 機		ジョルト式のもの

表 4-1-13 特定施設に係わる騒音の規制基準

時間区分 区域区分	昼間	朝・夕	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 備考) 1. 第 1 種区域：特に静穏の保持を必要とする区域  
2. 第 2 種区域：静穏の保持を必要とする区域  
3. 第 3 種区域：騒音の発生を防止する区域  
4. 第 4 種区域：著しい騒音の発生を防止する区域  
5. 第 2 種、3 種、4 種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲 50m の区域内は、表に掲げる当該値から 5 デシベル減とする。

出典：「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年）  
大月市告示第 4 号（平成 24 年 4 月 1 日施行）

表 4-1-14 騒音規制法に規定する特定建設作業

番号	作業内容
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。）を使用する作業

表 4-1-15 騒音規制法による特定建設作業騒音の規制基準

規制の項目		規制の内容	備考
作業場所の敷地境界線の騒音レベル		85 デシベル以下	
作業禁止時間	1号区域	午後 7 時から翌午前 7 時まで	1, 2, 3, 4, 5
	2号区域	午後 10 時から翌午前 6 時まで	
1 日の作業時間	1号区域	10 時間以内	1, 2
	2号区域	14 時間以内	
作業期間	1号区域	連続して 6 日以内	1, 2
	2号区域		
作業禁止日		日曜日、その他の休日	1, 2, 3, 4, 5, 6

- 備考) 1. 災害その他の非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合を除く。  
 2. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合を除く。  
 3. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合を除く。  
 4. 道路法に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を行うべきこととされた場合を除く。  
 5. 道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を行うべきこととされた場合を除く。  
 6. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合を除く。

※第 1 号区域：特定施設に係わる騒音規制基準（P36 記載）で定める第 1 種、第 2 種、第 3 種区域と、第 4 種区域のうち学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域。

※第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域。

出典：「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年）  
 大月市告示第 7 号（平成 24 年 4 月 1 日施行）

表 4-1-16 騒音規制法による指定区域内における自動車騒音の限度

<要請限度値>

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル
特例：上記に掲げる区域のうち、幹線道路を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）		75 デシベル	70 デシベル

<区域の区分>

区分	該当区域
a 区域	第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域
c 区域	第三種区域及び第四種区域

備考) 1. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成 24 年 3 月 1 日大月市告示第 4 号）に定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域をいう。

2. 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第一項の規定により定められた地域をいう。

出典）「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年）  
大月市告示第 8 号（平成 24 年 4 月 1 日施行）

表 4-1-17 山梨県の騒音に対する苦情件数の状況

年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
苦情件数（件）	73	70	57	92	75

出典：「やまなしの環境」山梨県大気水質保全課 平成 20 年～平成 24 年版

(2) 振動

振動規制法による振動の規制基準及び道路交通振動の限度は、表 4-1-18～22 に示すとおりである。また、山梨県の振動に対する公害苦情件数の状況は、表 4-1-23 に示すとおりである。

振動については、「振動規制法」により規制指定地域における特定施設を有する工場及び事業場、特定建設作業及び道路交通振動等に対し、振動の規制基準を設けている。

本事業の計画地は、振動の規制地域第 2 種区域に指定されている。

また、山梨県の振動に対する公害苦情件数の状況は、平成 23 年度は 1 件と他の公害苦情件数と比べて少なくなっている。

表 4-1-18 振動規制法に規定する特定施設

番号	作業内容
1	金属加工機械（液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤフォーミングマシン）
2	圧縮機
3	土石用又は鉱物用の破碎機、ふるい及び分級機
4	織機（原動機付）
5	コンクリートブロック並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械
6	木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー）
7	印刷機械
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機

表 4-1-19 特定施設に係わる振動の規制基準

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌朝午前 8 時まで
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

備考) 第 1 種区域：良好な住居環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、振動の発生を防止する必要がある区域、及び工業等の用に供されている区域であって著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺 50m の区域内における規制基準は、該当する値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年）

昭和 54 年 3 月 14 日山梨県告示 100 号

大月市告示第 5 号（平成 24 年 4 月 1 日施行）

表 4-1-20 振動規制法に規定する特定建設作業

番号	作業内容
1	くい打機（もんけん及び圧力式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係わる二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る）

表 4-1-21 振動規制法による特定建設作業振動の規制基準

規制の項目		規制の内容	備考
作業場所の敷地境界線の振動レベル		75 デシベル以下	
作業禁止時間	1号区域	午後 7 時から翌午前 7 時まで	1, 2, 3, 4, 5
	2号区域	午後 10 時から翌午前 6 時まで	
1 日の作業時間	1号区域	10 時間以内	1, 2
	2号区域	14 時間以内	
作業期間	1号区域	連続して 6 日以内	1, 2
	2号区域		
作業禁止日		日曜日、その他の休日	1, 2, 3, 4, 5, 6

- 備考) 1. 災害その他の非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合を除く。  
 2. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合を除く。  
 3. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合を除く。  
 4. 道路法に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を行うべきこととされた場合を除く。  
 5. 道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を行うべきこととされた場合を除く。  
 6. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合を除く。

※第 1 号区域：大月市告示第 5 号により指定された第 1 種区域、第 2 種区域のうち規制図面中の緑色又は黄色に色分けされている区域及び赤色に色分けされている区域に所在する学校・保育所・病院、診療所・図書館・特別養護老人ホームの周囲、概ね 80m 以内の区域。  
 （規制図面は山梨県大気水質保全課または大月市生活環境課にて閲覧可能）

※第 2 号区域：指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域。

出典：「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（山梨県大気水質保全課 平成 24 年）  
 大月市告示第 9 号（平成 24 年 4 月 1 日施行）

表 4-1-22 振動規制法による道路交通振動の限度

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌朝午前 8 時まで
第 1 種区域		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

備考) 区域の区分の第 1 種区域、第 2 種区域は特定施設の規制基準 (表 4-1-19 記載) と同じ。

表 4-1-23 山梨県の振動に対する苦情件数の状況

年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
苦情件数 (件)	4	4	6	3	1

出典: 「やまなしの環境」(山梨県大気水質保全課 平成 20 年～平成 24 年版)

#### 4-1-4 水質汚濁

##### (1) 水質

##### 1) 水質汚濁に係わる環境基準

水質汚濁に係わる環境基準は表 4-1-24 及び表 4-1-25 (1)～(2) に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準、水生生物の保全に係る環境基準があり、水系別に類型指定がなされている。計画地に隣接する笹子川は生活環境の保全に関しては A 類型に指定されている。水生生物の保全に関しては生物 A 類型に指定されている。

表 4-1-24 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域及び地下水）

項目	基準値(mg/l)	測定方法
カドミウム	0.003 以下	JIS K0102 55
全シアン	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2 及び 38.2
鉛	0.01 以下	JIS K0102 54
六価クロム	0.05 以下	JIS K0102 65.2
砒素	0.01 以下	JIS K0102 61.2
総水銀	0.0005 以下	環境庁告示第 59 号付表 1
アルキル水銀	検出されないこと	環境庁告示第 59 号付表 2
P C B	検出されないこと	環境庁告示第 59 号付表 3
ジクロロメタン	0.02 以下	JIS K0125 5.1, 5.2
四塩化炭素	0.002 以下	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1
塩化ビニルモノマー（地下水）	0.002 以下	環境庁告示第 10 号付表
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	JIS K0125 5.1, 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン（公共用水域）	0.04 以下	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン（地下水）	0.04 以下	シス体 JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2 トランス体 JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1
トリクロロエチレン	0.03 以下	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1
テトラクロロエチレン	0.01 以下	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	JIS K0125 5.1, 5.2
チウラム	0.006 以下	環境庁告示第 59 号付表 4
シマジン	0.003 以下	環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1
チオベンカルブ	0.02 以下	環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1
ベンゼン	0.01 以下	JIS K0125 5.1, 5.2
セレン	0.01 以下	JIS K0102 67.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	JIS K0102 43.2.1, 43.2.3, 43.1
フッ素	0.8 以下	JIS K0102 34.1
ホウ素	1 以下	JIS K0102 47.1, 47.3
1,4-ジオキサン	0.05 以下	環境庁告示第 59 号付表 7

- 備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係わる基準値については最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により定められた方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1, 43.2.3 又は 2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。）

表 4-1-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度	生物化学 的酸素 要求量 (mg/l)	浮遊 物質 量 (mg/l)	溶存 酸素 量 (mg/l)	大腸菌 群数 (MPN/100ml)
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	水道2級 水産1級 浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1,000 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000 以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2以上	—
測定方法		JIS K0102 12.1	JIS K0102 12.1	環境庁告示 第59号 付表8	JIS K0102 32	量確数による 定量法

- 備考)
1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)
  2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素 5mg/L 以上とする。  
(湖沼、海域もこれに準ずる)
  3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄化操作を行うもの  
2級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの  
3級：前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの
  5. 水産1級：ヤマ、イワ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
2級：サ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの  
2級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの  
3級：特殊な浄化操作を行うもの
  7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

表 4-1-25(2) 水生生物の保全に係る環境基準

河川・湖沼

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛(mg/l)	ノニルフェノール(mg/l)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下

備考：ノニルフェノールの施行日は平成 24 年 8 月 22 日

出典：「やまなしの環境 2012」(山梨県大気水質保全課 平成 24 年版)資料 9

2) 水質測定結果

計画地周辺における公共用水域水質測定結果は、表 4-1-26～27 に、測定地点は図 4-1-3 に示すとおりである。

表 4-1-26 平成 23 年度公共用水域水質測定結果(環境基準点)

水域名	地点名	類型	水生生物	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全亜鉛	ノニルフェノール
			類型		mg/l	mg/l	mg/l			
笹子川	西方寺橋	A	生物 A	7.6～8.1	0.8	2	10	9,500	0.001	未測定

備考) 1. 数値は年平均

2. BOD は日間平均値の年間の 75% 値

3. pH は最小値～最大値

出典：「やまなしの環境 2012」(山梨県大気水質保全課 平成 24 年版)

山梨県ホームページ(平成 23 年度公共用水域水質測定結果)

表 4-1-27 平成 23 年度公共用水域水質測定結果(環境基準点以外の地点)

水域名	地点名等		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
			—	mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
笹子川	藤沢橋上流(富士見沢橋)	8 月	7.6	<0.5	6	9	17,000
		2 月	7.2	<0.5	<1	12.6	790
真木川	初月橋上流	8 月	7.6	<0.5	19	9.2	24,000
		2 月	7.3	0.9	1	13.4	700
桂川合流	大月橋下	8 月	7.8	0.6	4	9.9	35,000
		2 月	7.7	0.8	2	11.7	1,100
葛野川	桂川合流手前	8 月	7.4	0.5	8	8.9	33,000
		2 月	7.4	0.5	5	12.6	1,100
桂川	下畑橋下流	8 月	7.7	0.5	7	9.1	28,000
		2 月	7.5	0.5	2	12.6	1,300

出典：大月市役所環境課



図 4-1-3 公共用水域水質測定地点

(2) 水象

計画地周辺における河川の状況は、図 4-1-4 に示すとおりである。

計画地は相模川水系に属する笹子川に隣接している。笹子川は計画地の西側の笹子峠付近を水源とし、計画地より下流にて、大鹿川、藤沢川、宮川、真木川等の支川を集め、計画地下流約 8km 地点で桂川と合流し桂川となり、流下して神奈川県内において相模川となる。



#### 4-1-5 地形及び地質

##### (1) 地形・地質

##### 1) 重要な地形及び地質

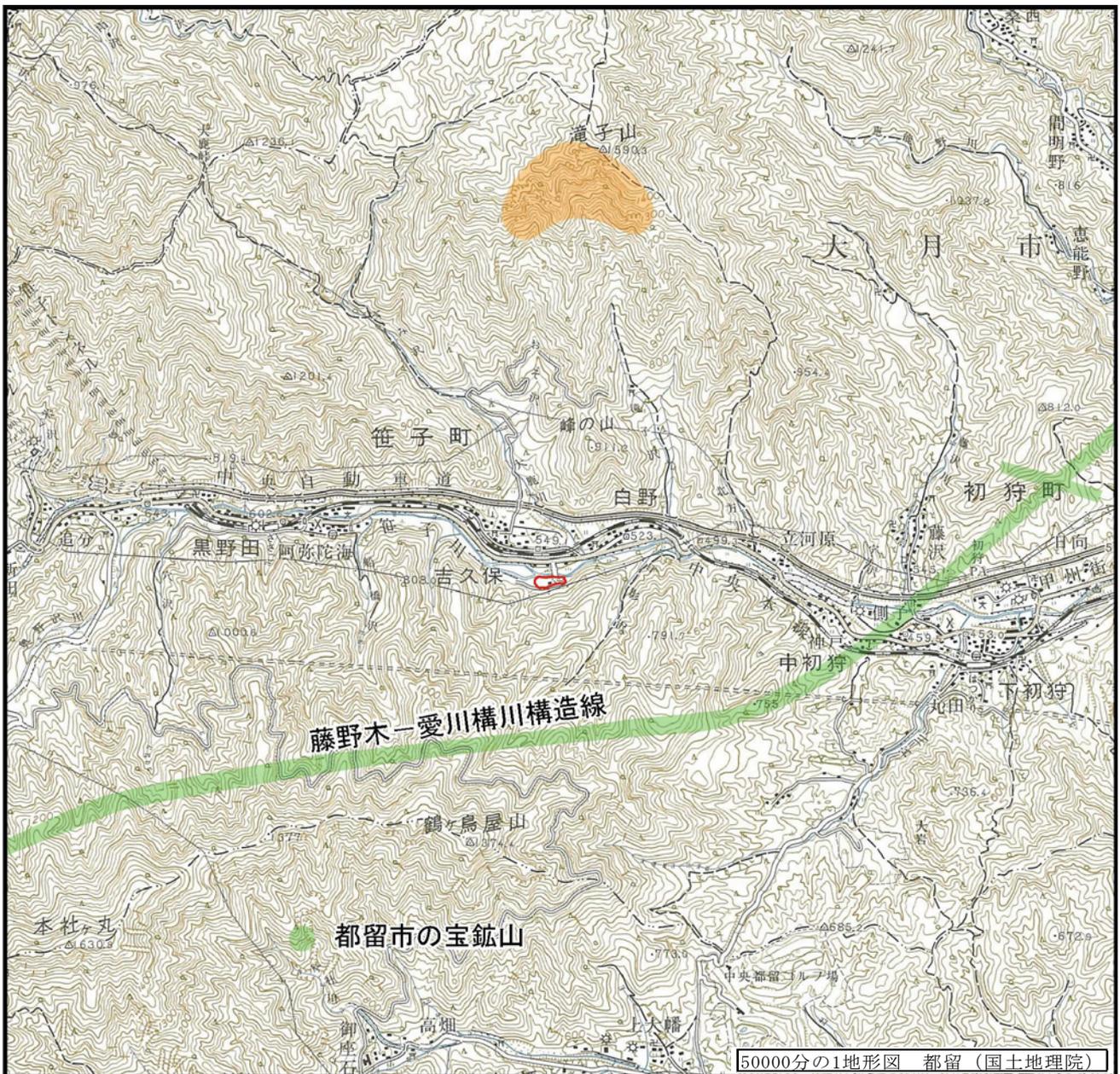
計画地及びその周辺で指定されている重要な地形及び地質は、表 4-1-28 に示す文献及び法令を基に選定を行った。重要な地形及び地質の調査結果は表 4-1-29 及び図 4-1-5 に示すとおりである。重要な地形及び地質として「藤野木－愛川構川構造線」、「都留市の宝鉦山」及び「滝子山」が存在する。

表 4-1-28 重要な地形・地質及び自然現象に関する文献及び法令名

文献及び法令名		区分
1	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号 最終改正：平成 23 年 5 月 2 日法律第 27 号)	地質鉱物 (特異な自然現象も含む) 史跡名勝天然記念物 特別名勝記念物
2	山梨県文化財保護条例 (昭和 31 年 山梨県条例第 29 号) 大月市文化財保護条例 (平成 17 年 大月市条例第 17 号)	史跡名勝天然記念物 (地形・地質)
3	自然公園法 (昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号 最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)	国立公園・国定公園
4	山梨県立自然公園条例 (昭和 32 年 12 月 26 日条例第 74 号)	自然公園
5	第 1 回環境保全基礎調査報告書 (昭和 51 年 環境庁)	すぐれた地形・地質・自然現象
6	第 3 回環境保全基礎調査報告書 (平成元年 環境庁)	地形、地質及び自然現象に係る自然景観資源
7	日本のレッドデータブック第 1 集－危機にある地形－ (平成 12 年 8 月 青木賢人 小泉武栄編) 日本のレッドデータブック第 2 集－保存すべき地形－ (平成 14 年 3 月 青木賢人 小泉武栄編)	レッドデータブック掲載地形

表 4-1-29 計画地及びその周辺に分布する重要な地形・地質

所在地	文献及び法令名	名称
笛吹市・大月市・上野原市	5	藤野木－愛川構川構造線
都留市	5	都留市の宝鉦山
大月市	6	滝子山



50000分の1地形図 都留 (国土地理院)

凡例

- : 計画地
- : 藤野木-愛川構川構造線
- : 都留市の宝鉦山
- : 滝子山 (断崖・岩壁)

参考：「第1回自然環境保全基礎調査 山梨県のすぐれた自然図」(昭和51年 環境庁)  
 「第3回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)

図 4-1-5 重要な地形及び地質の分布

